

## 〔事案 23-8〕 配当金請求

・平成 23 年 6 月 29 日 裁定終了

### <事案の概要>

加入時に提示された設計書記載の据置配当金・生存給付金と実際の金額の乖離が大きすぎることを不服として、設計書記載金額の支払いまたは既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

昭和 60 年に加入した終身保険が平成 22 年に保険料払込満了となった。払込満了時の受取額が、加入時に設計書で説明されたのは約 252 万（すえ置配当金 19 万円、生存給付金 233 万円）であったのに、実際の支払額は約 20 万（すえ置配当金 2 万円余および生存給付金約 18 万で受取済み）と言われた。

下記理由により納得できないので、設計書記載の金額と既に受け取った金額の差額（約 232 万円）を支払う（請求①）か、または申立契約は無効であるので既払込保険料に法定利息を付けた金額（約 456 万円）から、上記受取済額を差し引いた額約 436 万円を返還してほしい（請求②）。

- (1) 設計書は契約書の一部である。契約成立以前には定款・約款の配布及び詳細説明はなく、設計書のみにより契約を締結するため、その表示内容が契約事項と考えられる。
- (2) 保険業法 300 条第 1 項 7 号に規定する禁止行為として、「…将来における金額が不確実な事項について断定的判断を示し又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ若しくは表示する行為」とあるように、設計書記載の予想金額は、表示してはいけない不確実な数値にあたり、設計書に予想金額を表示したこと自体が違法であり、契約は無効となる。

### <保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の主張には正当と思われるだけの根拠がなく、請求に応じることはできない。

- (1) 以下の理由により、保険設計書に記載の内容が契約事項（保険設計書は契約書の一部）であるとする申立人の主張は受け容れることができない。
  - (a) 設計書において、「契約後の保障内容につきましては、すべて保険証券に記載されているとおりにとなりますのでお確かめください」「記載の配当に関する数値は、当商品の営業案内に記載のとおり、今後変動することがあります。従って将来のお支払額をお約束するものではありません」と明示している。
  - (b) 申立人は、申込書において「ご契約のしおり一定款・約款」を受領したことから契約内容を了知したことを証する印鑑を押印しているため、契約成立以前に「ご契約のしおり一定款・約款」が配布されず、詳細説明がなかったとする申立人の主張は受け容れがたい。
- (2) 以下の理由により、「予想金額を設計書に記載すること自体が違法である」とする申立人の主張は失当である。
  - (a) 保険業法 300 条は表示そのものを禁止しているわけではなく、金融庁の「保険会社

向けの総合的な監督指針」も同様である。

- (b) 募集当時は、業界団体である生命保険協会に対して募集文書図面の届出（登録）が義務付けられており、同業他社でも同様の表示を行っていたことから、当社の表示に特段問題はない。

#### ＜裁定の概要＞

裁定審査会では申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

##### 1. 請求①について

下記の通り、申立人の主張する内容の保険契約（積立配当金累計額として 252 万円を支払うという内容の契約）が成立したと認めることはできない。

- (1) 生命保険契約は、附合契約であるため、その契約内容は保険約款に従って定められるが、申立契約の約款によれば、社員（保険契約者）配当金は、定款に定める方法によって積み立てた社員配当準備金から、毎事業年度末において継続中の各保険契約に対し割り当てられ、約款所定の方法により支払われる。そして、定款によれば、決算において剰余金が生じたときは、その 100 分の 90 以上を社員配当準備金として積み立てるものとされている。従って、毎年度の決算において剰余金の額が変動する以上、社員配当準備金も変動し、支払うべき社員配当金も変動することは当然のことである。そして、生命保険契約が附合契約である以上、保険設計書の記載内容により契約内容が変わることはあり得ない。
- (2) 保険設計書には、積立配当金累計額として約 252 万円が確実に受け取れる旨の記載はない。逆に、「記載の配当に関する数値（増加養老保険金・生存保険給付金・すえ置配当金）は・・・、今後変動することがあります。従って、将来のお支払い額をお約束するものではありません。」との記載が存在する。

##### 2. 請求②について

- (1) 設計書中の「積立配当金累計額 約 252 万円」との記載は、概算額を表示したものであるが、同設計書には、「記載の配当に関する数値（増加養老保険金・生存保険給付金・すえ置配当金）は・・・、今後変動することがあります。従って、将来のお支払い額をお約束するものではありません。」との記載が存在するから、虚偽のことを告げる行為（保険業法 300 条 1 項 1 号前段）も、重要事項の不告知（同号後段）もなく、契約者配当等について、断定的判断を示し、又は確実であると誤信させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為（同項 7 号）もない。

- (2) そもそも、保険業法 300 条 1 項違反は、直ちに契約を無効とするものではない。

【注】 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のこと。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。